

4 - 1 課税状況

(単位 千円)

	利子所得等	配当所得	特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
16年	119,420,286	126,936,045 内 890,194	16,683,772	内 387,282,384 1,573,941,617	79,432,834	165,484,104	36,475,152	2,118,373,810
15	140,187,606	130,909,987 内 5,732,318	9,826,266	内 362,387,821 1,514,155,041	62,974,968	164,554,393	45,168,261	2,067,776,522
14	218,021,760	169,560,167 内 4,487,013	41,066,659	内 419,814,787 1,558,847,112	81,129,165	168,604,322	41,295,541	2,278,524,726
13	724,684,009	141,180,830 内 6,150,555	35,346,815	内 467,906,785 1,665,309,150	61,626,670	169,268,979	41,575,399	2,838,991,852
12	601,329,468	153,780,496	80,114,758	内 481,489,557 1,694,428,794	54,449,425	166,945,344	41,903,960	2,792,952,216

調査対象等：各年分の源泉所得税について、翌年1月末日までに提出のあった徴収高計算書の税額及び納税告知による徴収決定額を示した。

(注) 1 「配当所得」欄の内書は、源泉分離(選択)課税分の税額である。(平成15年3月31日をもって廃止)

2 「給与所得」欄の内書は、賞与に対する税額である。

3 「特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等」欄の、平成14年以前については、上場株式等の譲渡利益金額に対する税額を示したものである。

4 - 2 加算税

(単位 千円)

	利子所得等	配当所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
不納付加算税	60,518	214,422	2,028,474	32,464	146,343	85,802	2,568,018
重加算税	8,169	403	181,847	-	20,682	4,729	199,489
計	52,348	214,824	2,210,319	32,464	167,024	90,530	2,767,507

調査対象等：平成16年分の加算税の徴収決定額を示した。

4 - 3 源泉徴収義務者数

(単位 件)

	本店法人	支店法人	官公庁	個人	その他	計	
給与所得	支給人員 10人 未満のもの	251,376	1,420	615	192,646	14,743	460,800
	” 30人 ”	66,997	1,017	473	10,309	2,585	81,381
	” 100人 ”	24,834	1,001	356	869	1,545	28,605
	” 1,000人 ”	9,206	765	502	89	590	11,152
	” 1,000人 以上のもの	596	74	135	-	14	819
計	353,009	4,277	2,081	203,913	19,477	582,757	
利子所得	1,481	4,728	23	2	31	6,265	
配当所得	20,862	62	-	-	-	20,924	
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	40	354	-	-	-	394	
報酬・料金等所得	法第174条第10号該当	13	78	-	-	5	96
	法第204条 { 弁護士、税理士、司法書士等	332,462	3,221	721	123,484	7,110	466,998
	該当 { その他	14,600	1,170	1,466	2,032	4,070	23,338
	公的年金等及び生命保険契約等に基づく年金	368	371	23	1	84	847
計	347,443	4,840	2,210	125,517	11,269	491,279	
非居住者等所得	2,694	544	50	139	92	3,519	

調査時点：平成17年6月30日

用語の説明：源泉徴収義務者とは、本来の納税者から直接納付させないで、納税者に対して金銭を支払う者に、その支払の際、税金相当額を天引徴収し、納付する義務のある者をいう。